

金融教育に関する国際比較

		アメリカ	イギリス	日本	
政府等	教育基準・カリキュラム作成に係る中央政府の権限	・州政府に教育基準作成の権限 ・各学校に教育カリキュラム作成の権限	・教育技能省に教育基準・カリキュラム作成の権限	・文部科学省に教育課程の基準である学習教育指導要領等作成の権限	
	設置法上の責務	—	・「金融サービス市場法」にFSAの責務として「金融システムに対する公衆の理解の向上」と明記	・「金融庁設置法」に所掌事務として「金融に関する知識の普及に関すること」と明記	
	省庁等、政府関連機関同士の連携 (省庁横断的な戦略の策定等)	・財務省議長とし、20の連邦省庁をメンバーとする「金融リテラシー教育会議」の設置 ・上記「金融リテラシー教育会議」が新たな国家戦略を策定予定	・FSA、教育技能省、内国歳入庁の連携の下、金融教育関連施策を実施 ・FSA、教育技能省、内国歳入庁、大蔵省が連携し、「子供信託基金」を実施	・金融庁・金融広報中央委員会(日銀内に事務局)・文部科学省が連携し、「金融経済教育懇談会」を立ち上げ金融広報中央委員会の参与に金融庁・文部科学省等関係省庁が就任	
	NPO等への財政支援	・金融教育を推進するNPOに、年間150万ドルの補助金を付与を可能とする「経済教育法」(Excellence in Economic Education)が成立	・FSA、教育技能省によるNPOへの出資等、財政支援 ・「子供信託基金(Child Trust Fund)」の実施		
	NPOとの連携	・ミネアポリス連銀がNCEEと共同で金融教育サミットを開催	・PFEGのアドバイザー・グループに教育技能省、内国歳入庁、大蔵省、労働年金省等政府機関が多数加盟 ・FSAがPFEGの理事として幹部を派遣	・「金融経済教育に関するシンポジウム」を金融庁が実施する際、金融知力普及協会に協力を依頼 ・各種シンポジウム等を金融広報中央委員会が実施する際、NPOに協力を依頼	
	個別省庁等の具体的取組み	教材の作成	・関連省庁及びFRBが多数作成	・FSA・大蔵省・内国歳入庁が各々作成	・金融広報中央委員会がライフステージごとの教材を作成 ・金融庁が小学生・中学生・高校生向けの教材を作成
		「事例集」の作成	・FRBがホームページ上で関係団体作成の「事例集」へのリンクを掲載	・教育技能省が全教科の「事例集」をキーステージ毎に掲載	・金融広報中央委員会が「金融教育ガイドブックー学校における実践事例集ー」を作成
		実態調査の実施	—	FSAが金融知識に関する消費者の実態調査を全国的に実施	・金融庁が教員へのアンケート調査を実施 ・金融広報中央委員会が「自己診断:身近で役立つお金の知識」を実施
		教員向け研修の実施	・各地域連銀が独自に教員研修プログラムを提供	—	・金融広報中央委員会および都道府県金融広報委員会が、教師向け研修等を実施
		ホームページの整備	・財務省「金融教育室」、FRBが専用ウェブサイトを運営し、各省庁作成の教材等関連資料を掲載	・FSA、教育技能省、内国歳入庁、大蔵省それぞれが金融教育専用のウェブサイト運営	・金融広報中央委員会のウェブサイトにて当委員会作成の教材を掲載するとともに関係団体の教材を紹介 ・金融庁ウェブサイトにて金融庁作成の副教材を掲載
その他の取組み		・財務省が「金融教育室」を立ち上げ ・FRBによる高校生向け全国金融経済コンテスト(Fed Challenge)の実施	・FSAが「金融能力向上のための国家戦略」を策定し、7つのワーキンググループを立ち上げ	・金融庁が「金融改革プログラム」に金融経済教育の拡充を明記	
数及び影響力		・NCEE・Jump \$tart連盟等、多数	・PFEG他多数	・エイプロシス、金融知力普及協会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が高校生・社会人向けの活動を実施	
NPO	教材の作成	・多くのNPOが教材を作成	・多くのNPOが教材を作成	・エイプロシス・日本ファイナンシャル・プランナーズ協会等が高校・大学・社会人向け教材を作成	
	「事例集」の作成	・NCEE及びJump \$tartが作成	・PFEGが作成	—	
	実態調査の実施	・Jump \$tartが2年に一度、全米33州、(215の高校)約4,000人の高校生3年生を対象に実施 ・NCEEが2年に一度、全米の金融教育に関する実態調査を実施	—	—	
	教員向け研修の実施	・NCEE及びJump \$tartが教員向けセミナーを実施	・PFEGが実施	・エイプロシスがカウンセラーを学校に派遣	
	ホームページの整備	・Jump \$tartは、NPO、政府等によって作成された教材・事例集を掲載した情報センターをウェブ上で運営	・PFEGが「事例集」をウェブサイトに掲載する「Excellence and Access」プロジェクトを推進するとともに、教材に関する情報センターをウェブ上で運営	・各団体が個別に運営	
学校	必修教科・科目	・7州で金融教育関連の授業が必修 (“Personal Finance”という個別科目あり)	・14歳～16歳の学生は金融システムのあり方を含む、経済の授業が必修	学校段階に応じ、社会や公民科、家庭科などの関係教科等で、金融の働きや市場経済の考え方、家庭の経済生活や消費、金銭の大切さなどを指導する授業が必須。	
	選択教科・科目	・全米の高校生のうち、20%が個人金融の授業を履修(内 必修クラスは10%)(NCEEの調査より) ・小中学校ではほとんど未実施	・教育技能省作成のカリキュラム、スタンダードを受けて、他の授業の中で実施	生徒や学校の実体に応じ、金融や経済についてより発展的な内容の授業を実施。	

(注1) NCEE: National Council on Economic Education / PFEG: Personal Financial Education Group
(注2) 上記のほか、金融業界団体が教材作成、講師派遣、セミナー開催等を行っている。

各国の金融教育普及に関する取組みの推移

	アメリカ	イギリス	日本	その他
1995	・Jump \$tart連盟発足			
1997	・Jump \$tartが個人金融知識に関する高校生向け全国調査を初めて実施(基準点突破率:57.3%)	・FSA(金融サービス機構)発足		
1998	・Jump \$tartが個人金融に関するガイドラインと基準を初めて作成 ・NCEEが金融教育に関する実態調査(第1回)を実施	・FSAが初めて消費者教育に関する提言を公表 ・教育技能省が全教科の教材へのリンクが可能な情報センターをウェブ上に掲載		
1999				
2000	・Jump \$tart第2回全国調査(基準点突破率:51.9%) ・NCEEが金融教育に関する実態調査(第2回)を実施	・PFEG(Personal Financial Education Group:NPO)が発足 ・教育技能省が金融教育に係る指針とカリキュラムを公表	・金融審議会の答申(「21世紀を支える金融の新しい仕組みについて」)において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及(6月)	
2001			・「貯蓄広報中央委員会」が「金融広報中央委員会」に改名、「金融に関する消費者教育」に一段と注力	
2002	・Jump \$tartの第3回全国調査(基準点突破率:50.3%) ・NCEEが第1回「金融教育サミット」を開催 ・財務省が金融教育に係る施策の調整部署として「金融教育室」を設置 ・「経済教育法」(Excellence in Economic Education)の施行(NPOへ年間150万ドルの補助金交付が可能に) ・Jump \$tartが個人金融に関するガイドライン及び基準を改訂 ・NCEEが金融教育に関する実態調査(第3回)を実施	・教育技能省の14歳～16歳向け教育カリキュラムで経済が必修科目に ・FSAが金融能力に係る国家戦略を策定、「金融知識向上グループ」(Financial Capability Steering Group)が発足(メンバー:閣僚・民間企業経営者・NPO代表)	・金融広報中央委員会が全国の「貯蓄生活設計推進員」「金融広報アドバイザー」「金融学習グループリーダー」に名称変更 ・金融広報中央委員会が「金融に関する消費者教育の推進に当たっての指針(2002)」を公表。この中に「金融理解度向上のための年齢層別カリキュラム(素案)」を掲載 ・「証券市場の改革促進プログラム」の具体的施策において、「投資知識の普及・情報の提供」について言及(8月) ・上記を受け、金融庁ホームページに「金融サービス利用者のコーナー」を掲載 ・上記を受け、金融庁が文部科学省に対し学校における金融教育促進に向けた要請文を发出	・OECDがメンバー国の金融教育の取組みに係る調査を実施
2003	・連邦政府の20省庁で構成される「金融リテラシー教育会議」(議長:財務長官)が発足	・「子供信託基金(Child Trust Fund)」制度が成立 ・上記「金融知識向上グループ」が金融能力に係る国家戦略に基づき7つのワーキンググループを立上げ(1.Schools, 2.Young Adult 3.Work 4.Families 5.Retirement 6.Borrowing 7.Advice)	・金融審議会第一部会報告において「投資教育のあり方」について言及 ・上記を受け、金融庁が財務局を通じ都道府県教育委員会に教員研修プログラムに金融教育カリキュラムを盛り込むよう要請 ・上記を受け、金融庁が中高生向け副教材をホームページに掲載	
2004	・NCEEが上記「経済教育法」により補助金を初めて受給 ・Jump \$tart第4回全国調査(基準点突破率が初めて改善:52.3%) ・NCEEが金融教育に関する実態調査(第4回)を実施	・上記ワーキンググループのうち、「学校ワーキング」が教員向けセミナーを開催(2回)(現場教師からの意見を踏まえた提言とその実施のための計画を策定)	・金融広報中央委員会が「全国キャラバン金融講座」を全国21箇所で開催 ・金融庁主催の「金融経済教育シンポジウム」を初めて開催 ・金融庁が教師との懇談会を実施 ・金融庁にて「初等中等教育における金融経済教育に関するアンケート」を実施 ・金融庁が小学生・高校卒業生向けパンフレットを作成し、ホームページに掲載 ・金融庁が「金融改革プログラム」を策定・公表(金融経済教育の拡充を明記)	・OECDが上記調査を踏まえた「事例集」を策定
2005	・NCEEが第2回「金融教育サミット」を開催 ・議会下院に金融経済リテラシー小委員会設置(2005年2月) ・「金融リテラシー教育会議」が新たな国家戦略を策定・公表予定(2005年5月予定)	・上記「子供信託基金」制度が施行予定(2005年4月より)	・金融庁が教員向けに上記教材に対するアンケートを実施 ・金融庁が「金融経済教育懇談会」を設置・開催 ・金融広報中央委員会が「金融教育元年」と位置付け、活動を拡充予定 ・金融広報中央委員会が「金融教育ガイドブックー学校における実践事例集ー」を作成 ・金融広報中央委員会が社会人向け金融知識調査を初めて実施	

(※ 日本については、金融行政を所管する省庁を中心とした取組み)